12　特定鳥獣被害対策実施隊員等に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例

㈠　鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（㈡において「特定鳥獣被害対策実施隊員」という。）が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する日（㈡において「改正法一部施行日」という。）以後に新たに銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、当分の間、同法に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る規定の適用を除外することとした。（附則第三条第一項関係）

㈡　㈠に定めるもののほか、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、改正法一部施行日から平成二六年一二月三日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、当分の間、同法に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る規定の適用を除外することとした。（附則第三条第二項関係）

13　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（法律第一一号）（経済産業省）

一　自転車競技法の一部改正関係

1　競輪の開催に関する制限の見直し

一競輪場当たりの年間開催回数及び一競輪施行者当たりの年間開催回数の下限並びに経済産業大臣による競輪の開催の調整に関する指示を廃止することとした。（第七条関係）

2　払戻金の見直し

勝者投票の的中者に対する払戻金の金額を、その競走について車券の売上金の額の一〇〇分の七〇以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で競輪施行者が定めた割合を乗じた額に相当する金額を当該勝者に対する各車券に按分した金額とすることとした。（第一二条関係）

3　交付金の還付

競輪施行者は、競輪を開催した年度が、経済産業省令で定める方法により算定される収入額（以下「競輪事業収入額」という。）が支出額（以下「競輪事業支出額」という。）を下回る年度（以下「赤字年度」という。）であった場合には、競輪振興法人に対して、当該赤字年度に当該競輪施行者が交付した第一六条第一項第一号又は第二号の規定による交付金の総額のうち、当該赤字年度の競輪事業支出額から競輪事業収入額を控除して得た額（その額が当該競輪施行者が当該赤字年度に交付した同項第一号又は第二号の規定による交付金の総額を超える場合には、その総額とする。）に相当する金額の還付を当該赤字年度の翌年度に請求することができるものとすることとした。（第一七条関係）

4　関係者の責務及び経済産業大臣の助言

競輪施行者は、競輪振興法人、競輪の選手その他の関係者と共同して、競輪の実施に関する相互の連携の促進その他の競輪の活性化に資する方策について検討し、必要な方策を実施するように努めなければならないとするとともに経済産業大臣は、必要な助言をすることができるとすることとした。（第五五条の二及び第五五条の三関係）

5　競輪振興法人への交付金に係る別表の改正

競輪施行者が競輪振興法人に交付すべき交付金の額を定めた別表第一及び別表第二を改めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

二　小型自動車競走法の一部改正関係

1　小型自動車競走の開催に関する制限の見直し

一小型自動車競走場当たりの年間開催回数及び一小型自動車競走施行者当たりの年間開催回数の下限並びに経済産業大臣による小型自動車競走の開催の調整に関する指示を廃止することとした。（第一〇条関係）

2　払戻金の見直し

勝車投票の的中者に対する払戻金の金額を、その小型自動車競走についての勝車投票券の売上金の額の一〇〇分の七〇以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で小型自動車競走施行者が定めた割合を乗じた額に相当する金額を当該勝車に対する各勝車投票券に按分した金額とすることとした。（第一六条関係）

3　交付金の還付

小型自動車競走施行者は、小型自動車競走を開催した年度が、経済産業省令で定める方法により算定される収入額（以下「小型自動車競走事業収入額」という。）が支出額（以下「小型自動車競走事業支出額」という。）を下回る年度（以下「赤字年度」という。）であった場合には、小型自動車競走振興法人に対して、当該赤字年度に当該小型自動車競走施行者が交付した第二〇条第一項第一号又は第二号の規定による交付金の総額のうち、当該赤字年度の小型自動車競走事業支出額から小型自動車競走事業収入額を控除して得た額（その額が当該小型自動車競走施行者が当該赤字年度に交付した同項第一号又は第二号の規定による交付金の総額を超える場合には、その総額とする。）に相当する金額の還付を当該赤字年度の翌年度に請求することができるものとすることとした。（第二一条関係）

4　関係者の責務及び経済産業大臣の助言

小型自動車施行者は、小型自動車競走振興法人、小型自動車競走の選手その他の関係者と共同して、小型自動車競走の実施に関する相互の連携の促進その他の小型自動車競走の活性化に資する方策について検討し、必要な方策を実施するように努めなければならないとするとともに経済産業大臣は、必要な助言をすることができるとすることとした。（第五九条の二及び第五九条の三関係）

5　小型自動車競走振興法人への交付金に係る別表の改正

小型自動車競走施行者が小型自動車競走振興法人に交付すべき交付金の額を定めた別表第一及び別表第二を改めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律（法律第一二号）（警察庁）

1　識別符号の不正流通の防止

㈠　他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止等

不正アクセス行為の用に供する目的で、他人の識別符号を取得する行為を禁止するとともに、その違反者を処罰することとした。（第四条及び第一二条関係）

㈡　不正アクセス行為を助長する行為の規制の強化

不正アクセス助長行為として規制されている他人の識別符号の提供行為の範囲を拡張し、どの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかが明らかでない識別符号を提供する行為を禁止するとともに、その違反者を処罰することとした。（第五条、第一二条及び第一三条関係）

㈢　他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止等

不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得された他人の識別符号を保管する行為を禁止するとともに、その違反者を処罰することとした。（第六条及び第一二条関係）

㈣　識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止等

アクセス管理者になりすまし、その他アクセス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をすることを禁止するとともに、その違反者を処罰することとした。（第七条及び第一二条関係）